

## 秋田県ごみ処理広域化・集約化計画について

### 1 概要

我が国では、人口減少・少子高齢化が進み、ごみ処理をとりまく状況が変化しており、環境省は、平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」という通知を発出し、ごみ処理の広域化を進める方針を明らかにした。

これを受け、県では、持続可能な適正処理の確保や気候変動対策の推進等を基本方針とした「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」（以下「計画」という。）を令和3年9月に策定した。

計画では、令和27年度（2045年）の望ましい姿として、県内を9ブロック体制とし、本市は、潟上市および八郎湖周辺清掃事務組合（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）と同一ブロックとして、ごみ処理の広域化に向け検討することとされている。

### 2 市の取組

県の計画を受け、本市では、将来のごみの広域処理に向け、まずは、情報共有や課題の洗い出し等から検討を開始することとし、秋田市・潟上市・男鹿市（八郎湖周辺清掃事務組合の代表）の三市間の課長級等の職員で構成する「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会」を令和5年7月に立ち上げ、第1回研究会を7月12日に開催した。

第1回研究会では、各市のごみの分別状況、処理施設の状況、処理実績、課題等について意見交換を実施した。

第2回研究会は、11月8日に開催し、広域化の方式、広域化後のごみの分別区分、収集運搬等の課題について意見交換を実施した。